

平成 28 年 3 月 22 日 (火曜日)

平成 28 年度当初予算審査特別委員会会議録

(第 7 日目)

平成28年度当初予算審査特別委員会会議録第7号

---

平成28年3月22日（火曜日）

---

出席議員（1名）

議長 星 喜美男君

---

出席委員数（15名）

委員長	高橋兼次君	
副委員長	今野雄紀君	
委員	後藤伸太郎君	佐藤正明君
	及川幸子君	小野寺久幸君
	村岡賢一君	佐藤宣明君
	阿部建君	山内昇一君
	菅原辰雄君	西條栄福君
	後藤清喜君	三浦清人君
	山内孝樹君	

---

欠席委員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	最知広君
会計管理者	芳賀俊幸君
総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
震災復興企画調整監兼 地方創生・ 官民連携推進室長	檀浦現利君
管財課長	仲村孝二君
町民税務課長	佐藤和則君

保健福祉課長	三浦	浩君
環境対策課長	小山	雅彦君
産業振興課長	高橋	一清君
産業振興課参事 (農林行政担当)	佐久間	三津也君
建設課長	三浦	孝君
建設課技術参事 (漁港・漁集事業担当)	宮里	憲一君
危機管理課長	阿部	明広君
復興事業推進課長	糟谷	克吉君
復興市街地整備課長	小原田	満男君
上下水道事業所長	及川	明君
総合支所長兼 地域生活課長	及川	庄弥君
南三陸病院事務長	佐々木	三郎君
総務課長補佐	三浦	勝美君
総務課主幹兼 財政係長	佐々木	一之君

#### 教育委員会部局

教育長	佐藤	達朗君
教育総務課長	佐藤	修一君
生涯学習課長	菅原	義明君

#### 監査委員部局

代表監査委員	芳賀	長恒君
事務局長	佐藤	孝志君

#### 選挙管理委員会部局

書記長	三浦	清隆君
-----	----	-----

#### 農業委員会部局

事務局長	佐久間	三津也君
------	-----	------

#### 事務局職員出席者

事務局長	佐藤	孝志
------	----	----

主幹兼総務係長  
兼議事調査係長

佐藤辰重

午後1時29分 開会

○委員長（高橋兼次君） ご苦労さまでございます。予算審査7日目でございます。本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席委員数は14人であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年度当初予算審査特別委員会を開会いたします。

遅刻委員、阿部 建委員となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

18日に引き続き、議案第54号平成28年度南三陸町一般会計予算を議題といたします。

歳出に対する審査が途中でありますので、引き続き審査を行います。

なお、審査に際しましては予算科目、ページ数をお示しの上、行っていただきたいと思います。

3月18日の特別委員会において、及川幸子委員、三浦清人委員に対する答弁の保留がありましたので、改めて答弁を求めたいと思います。教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤修一君） それでは、3番委員のご質問であります育英資金の奨学金の返還がなされてない未納分についてのご質問の件でございますけれども、平成27年度2月末現在の状況で申し上げますと、平成27年度分といたしましては24名の方で320万ほどの未納が発生しているというような状況でございます。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 宮城県町村会の顧問弁護士の先生と連絡がとれまして、ご指導を仰ぎましたので、三浦委員からご指摘のあった南三陸町観光協会の行った契約行為についてお答えをいたします。

一般社団法人南三陸町観光協会が民間の2つの事業者との間で委託契約をした締結行為は、いわゆる民法第632条に規定する請負に該当しますが、本条には当事者の一方がある仕事を完成することを約束し、相手方がその仕事の結果に対して、その報酬を支払うことを約束することによって、その効力が発生すると規定されています。

一方、委員ご承知のとおり、民法上の大原則として条文には明確な規定はないものの、民法第90条の公序良俗の規定を根拠とした契約の自由の原則があります。契約自由の原則があります。契約自由の原則とは、一般に契約を締結するかしないかの自由、契約の相手方を選択する自由、契約の内容を決定の自由、契約の方式の自由を内容とすると解されておりまして、

今回南三陸町観光協会が行った行為は申し込みと承諾の一致があり、かつ契約当事者双方の合意があるため書面による契約書が存在しなくても契約自体は法的に有効に成立しているとの回答を弁護士先生から頂戴いたしております。

しかしながら、契約締結の際にあらかじめ契約書を作成するのは、いわゆる言った言わないという問題の発生といった後日の紛争を防ぐための意味合いが強く、また口頭での契約については契約の存在に関する証拠が存在しないことになることから、今回の南三陸町観光協会の行った行為は法的には問題がないとはいえ、その事業を公金を用いて実施していることからすれば適正であるとは言いがたいと感じております。

したがって、本事業も含め、今後、各種事業の委託契約を締結する際には再委託も含め、書面の手続について遺漏なきよう指導徹底するとともに、事業完了の際の履行確認にもしっかりと意を用いて検査を行うことによって透明性の確保を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（高橋兼次君） 及川委員、三浦委員、質疑があれば行ってください。及川委員。

○及川幸子委員 ただいま27年度分で24名、320万という額の未納が報告されました。これは24名現在いる中で27年度で奨学金を返済する額が320万と私は解します。それ以前のものも積み、払われないでいるんではないかと思われますけれども、その辺は幾らあるのか。そして、また新規で、27年新規で借りた人、それは据え置きと。一、二年、たしか1年か2年据え置きとなるはずですけれども、今後、今後の貸していく側としてお金の余裕の心配があるのかどうか、それで予定どおりの貸し付けができるのかどうか、お伺いいたします。

○委員長（高橋兼次君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤修一君） ただいま27年度分の、27年度中に本来納付をいただく予定の部分についての未納額ということでお話をさせていただきました。実はこのほかにも平成24年度からの部分で未納額が発生しております。これを合わせるともう少し大きな額になるんですが、実はご承知のとおり育英資金に関しましては震災によって情報が流失した関係で不明分が発生し、それを調査を行ってまいりまして、貸したであろう方で、まだ同意書をいただけない方が数名ございます。この方の分も含めての、27年度の分の中にもこの数名の方が含まれておりますし、それを除けばもう少し少ない額になるんですけども、なかなかその部分の取り扱いがございまして正確な累計での未納滞納分というのがちょっと申し上げづらいなというふうなところで捉えております。今現在、明らかに同意書をいただいた方で、同意をいただいた方について、未納がある分については、定期的に督促の文書を差し上げてるほか、

電話等でも隨時納付相談を行っておるんですけども、まだ同意をいただいてない方の部分を含めて今事務上管理をしております関係から、明確にこの額ですということを申し上げるのがちょっと難しい状況でありますので、ご理解いただきたいなというふうに思います。

あと、基金の運用が大丈夫かというふうなご質問につきましては、育英資金については借りた方が返していって、先輩が後輩にリレーしていくというふうな、返していただいたお金を使って新たな方に貸し付けをするという、そういった運営方法をとっているんですけども、今回基金が少なく、残金が少なくなったということで3,000万円の基金の積み増しをさせていただくということで予算計上しておりますので、当面これで運営に支障はないというふうに考えております。

○委員長（高橋兼次君）　及川委員。

○及川幸子委員　災害、3・11の津波で流されて書類がないということで、それはわかりました。しかし、そういうことを、今5年もたちましたので、そこに力を注いで、請求書、納付書が来ないと払わなくてもいいもんだっていう感じも受ける人もおりますので、借りたお金はきちんと返すというようなことは、借りた本人もそういう自覚で借りていると思いますので、せっかくコンタクトとりながら、足を運びながら、その辺は後に貸す人のためにもそういうことはきちんと精査して努力していただきたいと思います。

そして、またこの間の卒業式に出席いたしましたけれども、その中でも頼もしくお医者さんになりたいっていう子供もいます。そういう人たちのためにも、なお努力して、後にそういう子供が出たら、きちんと貸してお医者さんなり夢を果たさせるように、この町にお医者さんが不足しております。そして力になれるように、ここで働いてもらえるような人材育成に使われると非常にありがたいです、その辺格別に努力していただきたいと思います。

以上、終わります。

○委員長（高橋兼次君）　三浦委員。

○三浦清人委員　何か、その町村会の顧問弁護士に相談したあればですね、大変大事になったなというような感じがしてるわけなんですね。私の質問は、再委託する際に幾らで再委託したのやという金額を聞きたかっただけなんですね。皆さんもその中でその金額の裏づけというかね、証明するためには契約書だということで、私も見たい、契約書ないのかと。したら、ないと。なくてもいいのかと。で、顧問弁護士に聞くというような経過だったかと思うんですね。私はね、幾らで再委託したのかという金額がわかればいいんです。せっかく総務課長が時間かけて、顧問弁護士さんにお聞きになって、今発言されたんで、その辺のところから

まず聞きたいんですが、民法上は問題はないと、だけども好ましくないと、民法上ということはわかりましたが、商法上はどうなんだ、要するに、どういうふうな問い合わせの仕方したのかということなんですよ。例えば契約書がなくても、仕事をしたと、その際3月18日までですか、この契約書見るとね、契約日から、と、もう既に終わったわけですよね。この何でいいですか再なにと私どもと商工会のほうはね。ですから、もう既に商工会も、再委託したほうも期間が過ぎてる。その際に請求書なり領収書なりあるでしょうから、金額それでわかるでしょう、そういうことをお聞きしたいんです。商法上と民法の絡みというか、それはどうなってるのかね。民法のほうが、民法のほうが重要視されるのかどうなのか、客観的なものの言い方なんだけれどもね、客観的なものの言い方ね、相手方も株式会社、れっきとした法人ですよね、法的にね、法的に口頭でもいいんだということなんだけれども、しかしながられっきとした会社がそれで、はいいですよということで仕事受け取るのかということ、客観的なものの見方ですよ。一般社会、通念、通常のね、社会通念上といいますかね、それは客観的にいかがなものかなということで質問してるわけですけどもね。法は後からやるもんだから、法は。その前には客観性を重んじるわけですからね、主観性でなく客観性をね。特に議会などは、それを重要視されますんでね、その辺のところ。

○委員長（高橋兼次君） 阿部 建委員が着席しております。

総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 今のご質問ですと、いわゆる民法上、契約行為につきましては民法が優先いたしますので、民法の第一編の債権の中の第2章の契約の条項がありますんで、自然人であろうが法人であろうが、契約行為は、この法律の適用を受けるといったのは大前提でございます。そのほかの、あと商法関係とかは、いわゆるその会社の経営上の問題でございますので、契約とは全く切り離した別次元の話になりますけれども、特に法人税法とか、あと一般社団法人及び一般財団法人に関する法律ありますて、ちょっと確認したんですけども、義務づけてる書類、諸帳簿については帳簿書類の備えつけだけが義務づけされておりまして、契約書類等の保管というのは、やはりこれは民法の適用を受けるっていうこともあって、また契約自由の原則ありますので、それらの文言はどこの法律にも登場してこないといったのが実態でございます。

契約の金額につきましては、檀浦室長のほうから答弁させます。

○委員長（高橋兼次君） 地方創生推進室長。

○地方創生・官民連携推進室長（檀浦現利君） 契約についてですが、委員ご指摘のとおり3月

18日に業務完了ということで完了通知は来ております。その完了報告書につきましては、今現在確認をしておりますし、業務契約書にも書いてありますが、完了の日から10日以内に検査を完了するというふうにされておりまして、その後に観光協会のほうから我々のほうへ請求書が上がって支払いという形になりますので、現時点ではまだ請求書のほうは上がってきておりません。以上です。

○委員長（高橋兼次君） 三浦委員。

○三浦清人委員 言ってること、わかります。私聞きたいのはね、金額、だって再委託しますよと、また前に戻って言うのもだけどもね、再委託しますよと、いいですよと、何々再委託するんですかと、そうしたらこの8項目の中の4項目ですよということで、これ判こついたんでしょう。代理がね。その際金額も出てこないですか。金額出さなくともいいんですか。確認しなくてもいいんですかということ。金額、再委託の申請があるでしょう。あったでしょう。これね。27年の7月の21日に再委託しますから許可くださいと、そして許可しました、そのときの許可書とかなんとかっていうのは発行はしないんですね。なくともいいんですね。であれば、この項目だけでなく金額は知る必要がないんですかということですよ。許可を出す町として、そのときにもう既に、まあ檀浦さん、大変申しわけない。あんたこのとき、あんたいないんだ、本当にね、何回も言うように申しわけない。この判こついた方は金額聞いたかと思うんですよ、だからその金額は幾らで判こついたのやということ聞いてんの。請求書はまあまだ10日以内とかなんとかあって、18日から28日にならないとわかんないということでしょうけども、それはそれでいいです。その許可書出した、許可書というかね、判こついたときに4項目を再委託しますよと。金額は、それは聞かなくともいいんですかということ、町として、それは聞いてるはずだと私は思うんでね、その金額を教えてくださいという簡単な質問だと思うんだけどもいかがでしょう。言えないんなら言えないでね、委員長ね、言えないんなら言えないでもいいです。すっとこっちは勝手な解釈しますからね、言つて都合悪いんでしょう。言えないんでしょう。

○委員長（高橋兼次君） どうなんですか。地方創生推進室長。

○地方創生・官民連携推進室長（檀浦現利君） 先日お話をさせていただいたと記憶しておりますが、再承認の承認を再委託、済みません、再委託の承認をする段階では金額の確認というのは漏れておりました。そのために不適切な処理であったということでおわびをさせていただいたというふうに記憶をしております。

その後、先方のほうとこの議論を踏まえてどのぐらいなのかというふうに確認したところ、

大体4割と再委託は6割と、おおよそそのぐらいですと。詳細につきましては今精査中、請求、詳細な金額については当方間、両者間で今精査中ですというふうに確認をしております。なので、こちらのほうとしては今はおよそ4対6というふうに聞いていると。再委託承認の時点では確認はしておりませんでしたということで不適切な処理であったかと思っております。

○委員長（高橋兼次君）　室長、詳しいその4項目の金額については、今請求書を精査してるんでしょうから、それがいつなったらわかるんですか。わからないの。いつまでたっても。三浦委員の質疑は金額を知りたいということありますので……。

三浦委員。

○三浦清人委員　まず、町長にお聞きします。この問題一連でね、町長、こういう都合悪くなると、目をつぶってそっち見てるんだ。いつも。都合のいい質問すると目をあけてそっちのほうに向くし、どうもね、目をあけて聞いていただきたいと思うんですが、こういった問題ね、私もいろんな質問をさせてもらいましたし、副町長も、不適切な処理だと2回もおわびをしたような状況でありますけれども、町長としてね、この問題について、なに三浦清人議員、余計な質問ばかりしてというふうなお思いなのか、あるいは、いやあ私自身自分が、とにかく目が届かなくわからなかつたと、だけれども今後のためにはいい質問してもらったと、どう思います。町長として。

○委員長（高橋兼次君）　町長。

○町長（佐藤　仁君）　目はつぶってても耳はあいておりますので大丈夫、ご心配なく、ご意見は聞いておりますので。

先ほど来いろいろ、一昨日以来ですか、この問題についていろいろご議論をいただいてございますが、基本的に法的に問題はないというものですね、やっぱりそういった一部不適切な部分があったということについてのご指摘をいただいたということについては、我々もその辺は真摯に受けとめなきやいけない、そういうふうに考えております。

○委員長（高橋兼次君）　三浦委員。

○三浦清人委員　私もっと別なことも要求っていう、そういうふうなことが出てくるんだろうなと思って口を開いたつもりなんですが、なかなか出なかつたんでね、この間は副町長に2回もおわびしたのさ、これ誰が契約したの、最知明広、佐藤　仁っていうのはどこさいってんの。最高責任者、ベトナムさ行って、旅行して、ここにいないの。誰が謝罪しなきゃなんないんですか。言いたくないか。

○委員長（高橋兼次君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど申し上げたとおりでございます。まあ職員の手落ちということについては、私の責任ということになろうかというふうに認識はしてございます。

○委員長（高橋兼次君） いいですか。

10款災害復旧費から13款予備費まで、137ページから153ページまでの細部説明が終了しておりますので、これから質疑に入ります。質疑ございませんか。ございませんか。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 間があきましたので、私のはうからはですね、災害復旧費から復興費、非常に金額がすごく大きい項目ではあるんですけども、1点だけですね、町長の考え方をちょっとお伺いしたいんですけども、ページ数でいうと149ページになるのかなと思います。都市公園事業費、7目ですかね、がありまして都市公園事業用地の購入であるとかメモリアルゾーンの整備事業ということあります。細部説明の際にですね、どこの公園なのかなと思って聞いてましたら、八幡川近くの復興祈念公園に関する事業費だということでした。一般質問させていただいてその復興祈念公園の今後の設計もしくは整備のあり方についていろいろ質疑をさせていただきました。細かくやりますと、また70分かかってしまいますので、この場ではやりませんけれども、町長のお考えとして前回まちづくり協議会もしくは住民説明会で町民の皆様に示された復興祈念公園の設計案というものはあくまでも案であって、町民の皆さんのお意見を今後しっかりと取り入れてつくっていくんだというお考えなのかどうなのか。前回の住民説明会、余り説明会を何回もやるってことは余り記憶にないので、一つの心配というか懸念として前回の12月の住民説明会で一定程度説明は果たしたと、あとは詳細に設計するっていうのは専門家に任せるとお考え、どちらのお考えなのか、どちらもありだと思いますし、その場合によって我々というか私の今後の対応というかですね、どうやってあれにかかわっていくかということも変わってくるかなと思いますので、町長のお考えをお聞かせください。

○委員長（高橋兼次君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 担当課として、どこまで、今、後藤議員からお話しあったように町民の皆さんからご意見を、どの程度組み入れができるのかということについて、担当課でまた説明会を開催するのか、あるいはそうでなくて従来ご意見をいただいた部分について、その辺を検討するのかということについては、担当課長のほうからちょっと答弁させたいと思いますが、前からお話ししていますように基本的にあそこは町民の皆さんための公園で

あることは間違いないというふうに思っております。そういった観点から言えば町民皆さん方の思いをね、全て取り入れるというのは多分難しいというふうに思います。しかしながら、どの程度受け入れられる、あるいは設計の中に組み込みができるのかということについては、ちょっと今担当課長のほうから答弁させたいというふうに思います。基本的にはやっぱりあそこは町の町民の皆さん方の場所ということの基本的な考え方については、これは間違いないというふうに思います。

○委員長（高橋兼次君）　復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君）　祈念公園の考え方については、町長の発言のとおりでございますが、今後また説明会やるのかということでございますが、前回12月に説明をさせていただいたのが基本設計を考えている段階で一度説明をさせていただきました。この149ページの13節委託料の中で、また3,400万円ほど委託費計上させていただいております。これについては実施設計といいますか詳細設計、基本設計をもとに詳細設計やりますので、詳細設計また完了する前にですね、一度まち協さんから要望も出てますし、12月の段階で住民の方から意見いただいてますので、もう一度説明会したほうがいいなというふうに考えてございましたので、時期等はまだ決定しておりませんが、もう一度説明会はしたいなというふうに考えてございます。

○委員長（高橋兼次君）　後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員　わかりました。今町民のため、町民の皆さんそのためのという言葉ありました。あそこでお祈りを捧げる方全てという意味で町民、町内、町内町外かかわらずという思いも含めての、そこを利用する方々のためにということだろうと思います。もう一度説明会を開くなりですね、皆さんの気持ちを十分に組み入れていきたいというお気持ちはあるんだろうということを聞いて少し安心いたしました。

もう一点突っ込んだ質問させていただければ、もう一度説明会をする、もしくは基本設計案を提示した、これから詳細設計に入る、詳細設計をつくっていく上でいろんな意見をできるだけ聞き入れたいということなのであれば、どこまで変更可能なのかっていうこともお伺いしたい。明確には言えないかもわかりませんが、多分3段階ぐらい私の中ではあると思っていて、例えば基本設計、まちづくり協議会等で示した図面の大枠は変えられませんが、意匠、何でいうんでしょうかね、ここを芝生にするっていったのを芝生の高さを変えますとか、何でしょうね、そういう表面的な変更にとどまるのか。

もう一つは、例えば具体的にいえば祈りの、追悼のテラスとか記憶の道とか、設計がもう基

本設計の中にアイデアとして盛り込まれているものを変更する、もしくはなくすということまで可能なのか。もしくは、もう根本から立ち返って地形状況までいじってしまう、グラウンドゼロとよく言う方もいますけれども、現況地盤が残ってる高さと築山が20メーターあるんだというところからもう見直して、山要らないんじゃないかなという方がいたら、じゃ山やめましょうとかというところまで可能なのか、どの辺が線の引きどころだと思いますか。

○委員長（高橋兼次君）　復興市街地整備課長。

○震災市街地整備課長（小原田満男君）　どこまで立ち戻って設計が直せるのかというご質問でございますが、最後に発言がありましたグラウンドゼロとか、築山をゼロベースに戻すのかというのですね、それはなかなか難しいのかなと。復興庁等のほうにも事業説明をしていてご理解をいただいているので、そこをまた白紙からというのはなかなか難しいかなというふうに思っています。

また、テラスとか記憶の道という形についてはですね、いろいろな意見ございましたので、その案を、町で考えた案、意見をいただいた形の中での案をお示しいたしまして、また意見をいただければなというふうに思っております。その案をもとに意見いただいた中で決定をしていきたいなと、意見を取り入れながら決定していきたいなというふうに考えてございます。（「終わります」の声あり）

○委員長（高橋兼次君）　よろしいですか。

ほかに。村岡委員。

○村岡賢一委員　前者に同じような問題ではございますが、例えば今高台、戸倉団地等も造成されて、もうあすあすに完了するわけでございますけれども、そういう中で当初計画しておりました戸数が予定戸数にならないということで、住宅を建てようとしていたところも公園でもない宅地でもないというような、まあそういう土地ができ上がることがあるわけでございます。いずれ、その土地の利用とかいろいろあるんですけども、町のほうではあいている土地というのを、今後どのような考え方を持ちなのかお聞きしたいと思います。

○委員長（高橋兼次君）　企画課長。

○企画課長（阿部俊光君）　あいている土地利用ということで町内にはさまざまな場所でそういう場所、土地がございます。防集の団地内にもそういったところもありますし、それから海岸部にもございます。これまで議会の中でさまざまご質問いただき、お答えをしてまいりましたけれども、町の復興というのは基本的には復興交付金をベースに、その制度に乗った土地利用、そして事業の整備を行ってまいりました。現在残されている土地につきましては、

防集団地をちょっと除きますと、やはり個人の資産形成と、そういう大きなハードルにぶち当たっているというところが現状でございますので、その制度をまず使えるということと、それから現実的にその制度に乗っても町としてその土地が、面積は別として本当に有効に土地利用が実行されるのかというところが、これから国と小まめに詰めていかなければならぬというところでございますので、現状モザイク状の土地につきましては、現時点では土地利用という部分はないという状況です。

それから、防集団地等高台移転をした部分については、今後とにかくその入居者の方々あるいは区画をお求めになる方々に全力で個別に対応しながら、まず住まいの再建のために使っていただこうというようなことで考えてございます。町の公営住宅や防集事業が全て終わった時点で、また新たな土地の利用については考えていくという、そういうスケジュールになるかと思います。

○委員長（高橋兼次君）　村岡委員。

○村岡賢一委員　私が心配しておりますのは、やはりそういう空き地が今後町の財産として残るわけですけれども、維持管理いろいろ、放っておけば草もぼうぼう伸びてきますし、そういう維持管理というのも当然出てまいります。特に団地等でも整備が終わった段階でいろいろな問題点というのも出てくるわけでございます。これは戸倉団地に限るものではございませんので、町全体の中でつくってみたけれどもこうだったという、いろいろな今問題が起きております。

一つには、大きな問題としては、これまで大きな土地の中で暮らしていた、皆そういう環境でしたが、100坪という限られた土地の中でこれから家を建て、小屋、倉庫というか建て、車は駐車させると、いろんな問題の中で駐車場が足りないとか、そういう一番の問題等もございます。戸倉の団地においても小学校ができまして、学校のイベント、入学・卒業、いろんなイベントのときには駐車場が足りない状況等も発生してございますし、各個人個人からも、とめるところがない、どうしたらいいんだろうという切実な話も聞こえておりますので、そういう土地の利用についてはですね、まち協等でもこの話し合いが持たれるかとは思いますが、町のほうでもそういう予算が、今防集の予算があるうちに、こういう使い勝手のいい道路の整備であったり、いろいろな使い方の、まあいろいろ……（「簡明にお願いします」の声あり）はい。あると思いますけれども、そういう整備が今のうちにできないのかなという思いで質問しましたが、いかがなんでしょうか。

○委員長（高橋兼次君）　企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） やはり防集団地に限っていいますと、先ほど申し上げたとおりでございます。復興庁さんでも同じような考え方を持っており、いずれは団地の利活用の制限の緩和、そういう部分については、被災の市・町共通のテーマというふうになってくると思います。これまでには、とにかく家を建てる場所を早くつくらなければならないという目標に向かって進んでまいりました。それが達成が近づくと、また新しい課題としてそういう駐車場として、あるいはもう少し大きな宅地として隣の場所があいてれば使えないのかなど、個々のいろんな考え方が出てくると思いますので、その状況変化に応じながらやっていかざるを得ないだろうと思っておりますが、現時点では今のルールに沿った土地の使い方ということになろうかと思います。

○委員長（高橋兼次君） ほかに。及川委員。

○及川幸子委員 及川です。143ページですね、地域復興費の13委託料です。地域情報等発信業務委託料2,000万、これはエフエム仙台に委託ということなんですけれども、この内容詳細をお願いします。そして、またこの委託料は歳入はどこから出ているのか、その辺をお願いします。

その次ですけれども、144ページの水産加工業従業員宿舎整備事業補助金1,000万、その下の家賃補助事業補助金1,000万とありますけれども、これ2社ということなんですけれども、どこの業者なのかお答えください。

それから、146ページ、2項の水産業共同利用施設復興整備事業費の中の19負担金補助及び交付金23億6,600万、水産加工場等施設整備事業補助金なんですけれども、多分大森につくつて、今高台やってるところの水産業の工場の誘致だと思うんですけども、8分の7事業ですか、それ去年は何業者、水産業ね、何件あったのか。今後ことしあんぐらの加工業者さんを計画してるので、その辺お願いいたします。

○委員長（高橋兼次君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 初めに、財源は地域復興基金でございます。

それから、業務の内容でございますけれども、この2,000万円のうちFMのラジオの番組制作に伴う費用が1,200万ぐらいを予定しています。残りの部分については、現在もやっておるんですが、復興ブログということで「なう」という、「南三陸なう」というブログをつくつておるんですが、現在、町に立地をされた企業さんのほうにずっと継続してお願いしてきたんですけども、なかなか本業のほうも忙しくなってまいりましたし、それから人手の関係もございまして、今年度でこのブログのほうを別な方にやっていただきたいということで、

町のほうにお返しをされつつございます。

ただ、町としてはもう少し、この広報というのは月に1回しか出ないもんですから、このブログを続けながら、さまざまな町の復興行政情報を継続したいというようなこともございまして、この節の中でその2つの業務を担ってまいりたいというふうに思っております。

○委員長（高橋兼次君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 144ページの委託料の、ごめんなさい、19節負担金補助金の中の水産加工業従業員宿舎整備事業並びに水産加工業従業員家賃補助事業、この2件についてのお尋ねですが、具体的にはどこというご質問でございますが、これは限定したものではございませんで、今水産会社のほうから、その可能性のあるところでの相談を受けているものを受け、一方ではこの補助事業とあわせて今度町で整備する住宅移住者対策の住宅なんかのお勧めなんかとあわせて並行しながら今政策的に進めている段階でございまして、とりあえず今段階で4,000万の事業マックスあれば2分の1が県の補助、そして残りの2分の1、つまり4分の1ですね、それをマックスで1,000万として予算計上をさせていただいているところです。

それから、次、下の家賃補助のほうは、こちらは内容的には2分の1補助で、1人当たりですね、3万円を上限という制度でありますので、積み上げで27人の年間分ということでの予算計上しておりますが、こちらも同様でございまして限定している対象があるわけではございませんが、もし出してくれば、これで対応させていただこうということでございます。

146ページ、水産業共同利用施設復興整備事業費23億6,000万ほどの予算でございます。27年度の実績という伺いでございましたが、27年度では結果的に土地の整備が完了いたしませんで、この時点では27年度の実績は出ておりませんが、あらかじめ事業者のほうに、その計画づくりなどは27年度中から進めてまいりましたので、見込みとして4社を見込んで進めているところでございます。

○委員長（高橋兼次君） 及川委員。

○及川幸子委員 エフエム仙台の内容ですけれども、今までやっていた業者さん、ちょっと私わかりかねますけれども、この2,000万と委託契約した業者さん、予算通れば委託契約するんでしょうけれども、今までやってた業者さんはどのようにしてやってたのか、委託契約してたのかしてなかったのか、その内容、もう少し具体的にお願いします。

それから、家賃補助なんですけれども、これから募集をかけて、あればやるというんですけども、これ県補助も入ってるんですけども、そういう中で県さ申請するのに、上がって

きた時点で申請するっていう解釈でよろしいですか。はい。

そうすると、次は水産加工場ですね、去年はなくて4社ということなんですけれども、どのぐらいの面積を造成して、完売するにはどのぐらい、全部の面積を区画して工場建てるにはどのぐらいの、じゃ業者が入る予定でしょうか。その辺お伺いします。どのぐらいの面積でくるんですか、まずもって造成した場合ですね。

○委員長（高橋兼次君）企画課長。

○企画課長（阿部俊光君）ブログにつきましては、町内の業者さんに委託契約をしてございます。

○委員長（高橋兼次君）産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君）水産業共同利用施設復興整備事業を該当させようとしている全体の事業面積としましては、1万6,800平米ということは1町6反、まあ1町7反歩ぐらいの面積といったらいいでしょうか、大体合わせるとそれぐらいの面積を計画しているところでございます。（「何業者くらい」の声あり）申し上げました4社で今検討しているところでございます。

○委員長（高橋兼次君）及川委員。

○及川幸子委員 1町7反を4社で計画ということですか。そうするとほとんど造成した分はこの4社で使われるということになるわけですか。造成した分が。私聞いてるのは、その水産ゾーンはどのぐらいの面積ができるんですかと、そしてそこにどのぐらいの、全然何社来るかわからないという計画でやってるのか、もし計画しているのであれば10社呼びたいとか、そのぐらいの面積にこのぐらいの規模の会社を、工場を建てたいんだとか、そういうことを聞きたいんです。

それから企画課長さん、企画課長のさっきの答弁ですけど、町内と委託契約しているのであればその委託契約先の業者はどうなってるんですか、その辺までお答え願います。

○委員長（高橋兼次君）産業振興課長。（発言者あり）産業振興課長、先にやって。

○産業振興課長（高橋一清君）はい。とりあえず水産ゾーンという色づけをしているところの中には塩水を配水した、いわゆる塩水を使う水産加工ゾーンというのが大森地区にあります。おにぎりというかおむすび型の土地なんですが、ここは全て今回の8分の7の補助事業の中で埋まる予定でございます。

ただし、その海岸のほうにも水産ゾーンという色づけされた場所がありまして、そちらは塩水の配管はされないところでございまして、現在のところはまだそこに入る具体的な事業者

は決まってはいないという状況でございます。

○委員長（高橋兼次君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） ブログにつきましては、町に新たに立地をされましたアミタさんという会社にずっとお願ひをしてございます。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 志津川市街地の区画整理事業の中で水産エリアと言わ  
れている面積は、今ちょっと詳細な面積を持ってきてないので何ヘクタールという話はでき  
ないんですけれども、大変大きな面積がございます。及川委員が質問されている4社、大森  
のところのおにぎりの部分と通称言われるところですかね、そこの面積については産業振興  
課長がお話しされた1.7ヘクタールという形でよろしいんですけども、志津川全体の水産エ  
リアの面積という話であればですね、ちょっと時間をいただいて後ほど回答させていただき  
たいと思います。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。

ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今野です。1点だけ伺いたいと思います。

災害復旧費全体についてなんんですけど、今年度96億、これまでの推移を確認させていただき  
ますと、去年が60億、その前が13億、そしてその前が66億、その前が28億となってますけど、  
今後のこの復旧の動向というか推移、どのような形になっていくのか、もっと金額的にふえ  
ていくのか、それともことしあたりがピークになって減っていくのか、計画的にやられてい  
るのでおわかりだと思うんですけど、その動向推移について伺いたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは全体の全般ということなので、私のほうからお答え申し上  
げたいと思います。

今年度、28年度が一つのピークを迎えるだろうというふうに考えておりまして、最大限の予  
算を計上させていただきました。いずれ29年度も債務負担等が設定されておりますので、今  
回ほどでないにもしてですね、また予算の設定を行いたいというふうに考えております。

○委員長（高橋兼次君） 今野委員。

○今野雄紀委員 今、課長より、ことしあたりがピークということで答弁いただきましたけど、  
何か復旧というものがなかなか町内見渡させていただいて、やればやるほどリース屋さんと  
かゼネコンさんたちがもうかるような形に見えてしまうんですけど、果たしてこういったこ

とがこれから住み続けていく人たちにとって理想的になり得るのかどうか、まあそのような形で進めているんでしょうけど、復旧というのが5年たって創造的な形に取り込めていくのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ちょっと言葉の意味がよくわからないので創造的復旧って多分言葉初めて聞いたもんですからなかなかよくわからないんですが、我々原則は原形復旧、ただ現地の状況等考えて同じような轍を踏まないために、いずれある程度のレベルアップをしながらですね、復旧をしているという状況でございますので、その分これまでの災害復旧よりは時間と事業費がかかっているという状況だと思います。

○委員長（高橋兼次君） 今野委員。

○今野雄紀委員 私お聞きしたかったのは、何か原形復旧ということで随分住まなくなつたような土地とかにも、はたから見ると無駄と言いたくはないんですけど、そういった原形復旧も多いみたいなので、そういったところを何らの形で見直せていいのかと、そういう思いがあるもんですからお聞きしたんですけど、やはり原形復旧が基本なんでしょうか。もう一度だけ伺いたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 災害復旧は原形復旧が原則でございます。多く状況等が変化した場合は廃棄ということもございますけれども、それは今の段階で決定することはなかなか難しいだろうというふうに思います。住まなくなつてもですね、そこでなりわいとか、さまざまなものがあるわけでございますから、それは一定のレベルで守ってあげなければならないというふうに考えています。

○委員長（高橋兼次君） ほかに。三浦委員。

○三浦清人委員 最初、143ページのエフエム仙台の放送関係ですか、土曜日の日、金曜日かな、説明受けたんですが、何とか時間帯がとれたというような、もらったというかとれたというか、そういうふうな説明がなされたんでね、これはFMのほうで我が町のために無料で宣伝してもらうのかなと思ったんですが、これお金かかるんですね、2,000万だか、2,000万でしょ、2,000万かけて放送して何するの。何を何分ぐらい、1日に何分放送して何ヵ月、半年なのか1年なのか、要するにコマーシャル料金という捉え方でいいんですかね。何なんだいね。コマーシャルであれば東日本放送だったか、「おらほの町」とかというPRありますよね。宣伝、優秀賞だか最優秀賞とかね、あれで最優秀になると、だけで1年間放送になるん

だね。あっちに応募したほういいんですか。PRするんなら。やっても無理ですか。最優秀賞なる何かないのすか。力が。残念だね。このなに、何のことなんだ、このエフエムに2,000万お金払うというのは。何のためにどんな効果があんのかね。

それから、144ページ、前者もお話しあったんですが、従業員の宿舎の整備と家賃の補助ということで、2社が対象になると、これから募集かけるのか、あんたとことあんたとこで出せや、お金出すからやというやり方するのかわかりませんがね、その補助要綱というのはどういうふうになってるのかですね。補助要綱。例えば、5人でも金額が同じなのか、10人でもどうなのかとか1人幾らとかというの、あるでしょう。それから募集かける際に会社の、何といいますか業績とか、あるいは業績以外にもいろいろと信用調査などもあるでしょうからね、そういった詳しい要綱なども必要でないかなと思うんでね、その辺わかつたらお話しください。

それとね、146ページなんですが、この漁業集落防災機能強化ってこれ防潮堤のことですか。

これ、私ちょっと金曜日の日にね、この教育費終わって、佐藤委員がね、やめたほういいんでないかと、時間も時間だからと動議出したのね。私賛成したのさ、本当は事務局長もね、動議の取り扱いさせなかつたね、本当は動議だから、いかがしましようと諮らなければならないんだ、皆さんさ、それでね、まあそのとき語つたって、また用をこませるな、三浦議員はと語られるから、おれ黙ってね、まずこれ課長たち、なんだこれ無駄発言だべがや、何語ってんだべと思って黙って聞いてたんだけれども、いずれにしろ、ちょっと3日ばかり前のこと、その説明の内容ちょっと忘れたんでね、できれば各項目で10億以上の事業について、もう少し詳細に説明していただきたいなと思うんです。その辺お願いします。

それから、151ページね、これも、グランドデザイン計画管理業務委託料1,000万、これ何、どのような内容のものですか。グランドデザインを計画した、まあ設計というかね、終わりましたよね、その設計に対する管理委託料というのが、業務委託でね、管理委託料だね、どのような設計の管理するのか、例えば建物とか構造物であれば、それが完成するまで設計者が管理委託料というのが発生するんですけども、設計をした管理委託というのちょっと聞いて、余り聞いたことないんでね、どういうふうなお金を払うんですかね。設計どおりにやるかやらないかということだけなんですか。だって設計だもの。設計の管理っていうのちょっと聞いたことない。例えば橋を設計したと、その橋ができ上がるまでは管理委託料、これはわかる、設計にまた設計するんだか、何するための金なんだか、ちょっとわからない。そこ

ですね。市街地の景観デザイン設計業務委託料と、この1,000万、その下ですね、景観デザイン、何景観デザインという名目なんですが、内容がよくわからないんで、その辺ですね。

いっぱいあるんです。でも余り何すると委員長もにらまれてきたんで、この辺で一応やめますけどもね、はい。

○委員長（高橋兼次君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 私のほうから、2点お答えをさせていただきます。

FMのラジオの番組の関係でございますが、先ほど及川委員にもお話をしましたが、ラジオにつきましては、この中のうち現在予算の段階ですが1,200万円ぐらいをラジオの制作に予定をしてございます。残りをブログの制作というところで2系統に分けて執行するということでございます。ですから、FMラジオに2,000万円丸々全部ということではなくて、そういう2系統で使うと。番組の、今、私どものほうでもらっている情報でございますが、曜日は未定なんですけれども1週間に1回放送をすると。時間帯がお昼の12時から1時までの間で約25分間、南三陸町のコーナーとして番組をやっていただくということでございます。（「何年間」の声あり）1年間です。まずは1年間と。

ことし、それを判断した一つの、幾つか理由あるんですけども、これから暮らしの再建、高台移転ということで被災者がお戻りになってくる年というところで、さまざまな町の情報などを、こうした番組を通じてどんどん発信をしていきたいというところが一つございますし、それから地方創生の時代に入りましたので、そういった子育てあるいは若者の移住定住関連の情報などもこうした番組の中で取り上げていただきたいということがございます。

それから産業振興というところでは、5月に新しい魚市場も完成するということから、1次産業についてもどんどん発信をしていこうと。同じく観光振興についても同様でございます。今、町が28年度にやろうとしているさまざまな部分を、ラジオの番組を通じて発信をしていきたいというところでございます。この1,200万円ぐらいのほとんどが電波料だと聞いております。

それから、あと司会者というんでしょうか、パーソナリティーというんでしょうか、そういった方の人工費、そういったものも含まれるというようなことでございます。

それから、グランドデザインの部分の計画管理業務ということで、改めてまた新しい設計をするということではなく、債務負担行為のところでも若干ご説明をしたつもりではあるんですけども、これから隈先生に描いていただいたこのグランドデザイン、これを具現化をしていく時期になりますので、当然これまでお店の設計そういうものを中心になってきま

すけれども、橋あるいは川、国道といった関連のインフラなんかとの兼ね合いなども考慮しながら、さまざまなまちづくりの部分にご相談をさせていただくというような考え方でございます。

みなさん通りのデザインなんかも、この中には出てまいりますし、中橋、港橋あるいはＪＲの志津川駅、といった部分の周辺の環境整備、その辺にどのようなデザインあるいは工夫をしたらしいかというようなことを、引き続き商店街整備と絡めながらやっていくという内容でございますので、改めて何かをつくって、その進行管理という内容ではございません。

○委員長（高橋兼次君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 144ページの水産加工従業員宿舎並びに従業員家賃補助事業についての詳細のお尋ねでございます。ちょっと手元に要綱を持ってきておりませんが、要綱自体は告示をし、一般の方々にも見れる形でのお示しをしておりますので、必要であれば相当、相当といいますか、10ページぐらいかな、あるんですけども、それぞれお出しすることはできるかと思いますが、今ご説明できる範囲で申し上げますと、先ほど2社というふうにちょっと私説明したつもりは、まず従業員宿舎のほうは特定の事業者がまだ決まって、限定して決まってはいないんですが、ここでは一応マックス4,000万の事業に対して町から補助する上限として1,000万、1社分を予算上計上させていただいております。

ただ、政策的にはできるだけ公営住宅のあきなどを、あるいは町営住宅のあきなども利用してもらうような方向性もあわせて事業、水産加工の社長さん方にもお願ひしております、この制度をどうしても使わなくちゃいけないのか、できれば町のといった今後の定住対策にもあわせて効果が出せるように協力してもらえないかという話をしているもんですから、今のところどこかの事業者を限定している予算ではないと。今後県のほうに申請があれば、その中で対応できるように、今回一応1社相当分の予算をとらせていただきましたという説明をさせていただきました。

その下の家賃のほうの補助金も、これもお1人当たり3万円を、1ヶ月3万円を上限、まあ2分の1補助という中でお1人当たり3万円を上限とする補助金制度なんですが、これも年間分で計算しますと1人当たり36万円を27人相当分、一応予算は計上させていただきましたと。ただ、これもそれぞれの水産会社のほうで現実に出てきた場合の対応ですということになります。

要件としましては、町外から町内に住所を移して新規に水産事業者の従業員となられる人たちを確保するための制度ということが原理原則になっていますので、そういった方々を町外

から招き入れるのに有効な手段として水産会社の経営上有効な場合に、これを活用していただくということあります。

なお、宿舎のほうが人数の上で何人以上という規定がたしかあったんですけれども、それは今ちょっと手元に資料ないもんですから、確認して後ほどお答えさせていただければと思います。

なお、それも、県のほうの基準でまず県で補助金を認定された後の残り部分に対して町がさらに上乗せ助成するという制度になってますので、基本的にはその判断、県で審査をするということが入り口になろうかと思います。

○委員長（高橋兼次君）　復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君）　私のほうからは、151ページの市街地景観デザイン設計業務委託料の内容についてお話をさせていただきます。

対象にしている地区としましては、市街地のさんさん商店街から海のほうを見ていただいて通称しおさい通りといわれている通りのデザイン設計でございます。イメージ的には、震災前のお魚通りというんですかね、をイメージするような形でしおさい通りをつくっていこうというふうに考えてございます。それで今現在は、区画整理の中で仮換地を設定してございまして、八幡川の左岸側ですか、区画整理側の土地の方については、そのしおさい通りに入る方というのは仮換地で決定してございますが、八幡川の右岸側の方と今度区画整理左岸側と土地交換という事業が、28年度進められます。その方たちがしおさい通りの周辺にも入ってくる予定、予定というか、まだ決定ではないんですけども、そう想定されておりますので、その方たちを含めて建築のルールですとか看板をどうするとか建物の色をどうするかと、そういう形の建築ルールを考えていこうという委託の中身でございます。

○委員長（高橋兼次君）　建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君）　それでは、ページ数146ページの一番下のほうですが、3目漁業集落防災機能強化事業という事業でございます。これは何をするのかというお話でございましたので説明いたしますと、漁港の背後地です。ここにつきまして防集団地で皆さんそこに以前は住まわれていたと思うんですが、そこを移転して高台へ移られたと、そうなってくると今度は漁業活動するのに活動する場所がなかなかないということですので、防集団地で買い取りをした土地をタネ地というんですが、その土地を主として共同利用施設、水産関係用地の共同利用施設の整備をやってそこで皆さんで漁業活動をしていただきましょうというような水産関係用地の整備でありますとか、それから集落の中、

大変道も狭いということで集落道の整備をやりましょうということで4メートル程度、余り広くはないんですけども、集落道の整備もできるところはやりましょうと。あるいは港で働いているあるいは活動されてる方、あるいは近くの方が地震などのときに一時的に高台へ避難すると、最終的なところまで避難するのになかなか時間がかかったりとかいうことになりますので、そういうとき用の一時避難路の整備をすると。あるいはその先で暗いときも出てくるので必要な照明灯を整備すると、あるいは避難標識を整備するというふうな事業が漁業集落防災機能強化事業ということで、復興費の中に入っております。

それところのもうちょっと後ろの、いわゆる節の委託料のところで調査費でありますとか、それから工事の積算あるいは工事の施工監理、それから工事請負費については、今度ちょっとことし発注した分がありますので、これは2種漁港の後ろもやりますから、2種漁港の後ろでやるんですが、大体20漁港ぐらいの後ろで背後地で整備を28年度はやっていこうということで、工事費として7億何がしかを計上させていただいております。

それから、防集の買い取り地をタネ地にするので、基本的には水産関係用地について買うのは少ないんですけども、道路でありますとか避難路等については用地買収をするということで、その下の公有財産購入費でありますとか補償費等を計上しておるということでございます。

以上です。

○委員長（高橋兼次君） 暫時休憩いたします。再開は2時55分といたします。

午後2時43分 休憩

---

午後2時55分 開議

○委員長（高橋兼次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは139ページ、道路橋梁の災害復旧費、詳細の説明ということがありましたので、改めましてご説明申し上げたいというふうに思います。

第15節工事請負費でございます。28億6,300万円ほどの予算となってございます。これにつきましては、2級河川に係ります橋梁の復旧費でございます。8橋梁ございます。申し上げます。中橋、港橋、竹下橋、竹川原橋、保呂毛橋、西戸橋、寄木橋、小森牛峰橋でございます。

そのほかに町道の路線が5路線ございます。町道の歌津地区でございますが、浪板線、港地

区の浪板線ほかでございます。それから寄木線、それから志津川市街地の右岸側の町道の復旧する部分でございます。それから戸倉地区の西戸線、それから歌津地区の名足中山線でございます。

次に140ページ、庁舎の復旧費でございます。15節工事請負費に13億2,100万円ほどの計上をしてございます。これにつきましては、27から29までの債務負担を32億で設定をさせていただいているところでございます。13億2,000万円のうち1,900万円が歌津総合支所の駐車場整備工事でございます。残りの13億2,000万円余りが庁舎の建設工事費の支払いです。28年度出来高想定が14億4,700万円を見込んでございます。出来高でございますので、この9割相当を今回予算計上させていただきました。以上でございます。

○委員長（高橋兼次君） 三浦委員、確認したいんですが、この工事概要の説明、これ1億ですか10億ですか。いいの。（発言者あり）10億以上ね。10億以上ですので、担当課、後で説明よろしくお願ひします。

保留答弁、お願ひします。産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 先ほどの説明の中、まずもって補助金交付要綱のほうを配付させていただきました。この中にそれぞれ記載されておるところでございますが、先ほど申し上げました従業員宿舎を建てた場合の基準といたしましては、従業員数3名以上という基準でございます。

○委員長（高橋兼次君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 及川委員の質疑の中で志津川市街地区画整理事業の中で水産関連エリアの面積というお問い合わせがございました。水産関連エリアとしましては6.9ヘクタールでございます。

○委員長（高橋兼次君） それでは、10億以上の工事概要の説明を担当課、ありましたら。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） ちょっと1件10億以上というとないんですけども、工事請負費という意味では10億以上ありますので、資料の参考資料の2冊のうちの2というのを、これですね……（発言者あり）はい。その中の分が……（発言者あり）いや、そやからその中でね、こちら側の予算書の例えば138ページですが、ここのところの一番上のところに工事請負費26億7,400万とあります。これにつきましては、第二、2冊のうちの2の78ページの真ん中辺から下ぐらい、20の1、20の2、20の3というところでずらずらと上がってまして、これについては以前に総務課長のほうで各工事の事業費を上げていると

思います。それから、その以下のところで、まあ1件10億以上というのはありませんで、大体多くて1億5,000万ないし6,000万ぐらいのところがずっと並んでいて、うちの事業の中につきましても大体それぐらいのものでございます。80ページのところで漁集事業の工事の概要が載っております。以上でございます。

○委員長（高橋兼次君）ほかに。

復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君）それでは予算書147ページ、お開き願います。12款復興費4項復興土木費2目災害公営住宅整備事業費でございます。

まず、委託料で23億6,000万ほど計上してございます。これにつきましては、主なものは志津川、現在西地区に整備をしております災害公営住宅集合タイプの県、宮城県への委託料が主なものでございます。それから、17節公有財産購入費は志津川3地区に整備をしております災害公営住宅の購入費となってございます。

それから148ページ、6目防災集団移転促進事業費でございます。13節委託料15億6,700万ほど計上してございます。主なものは防災集団移転促進事業業務委託料といたしまして志津川東地区それから西地区の東街区の造成工事、URに委託しております造成工事が13億5,000万ほどが主なものでございます。

それから149ページ、防集促進事業費の中の19節負担金補助及び交付金でございます。10億3,000万ほどでございます。説明欄に記載のとおり、防集で移転されます方の補助金646件分10億2,510万ほど計上してございます。以上でございます。

○委員長（高橋兼次君）産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君）146ページの水産業共同利用施設復興整備事業は23億6,000万ということで10億円以上の事業でございます。平成28年度4社を計画しているところでございます。

○委員長（高橋兼次君）復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君）ページ数で147ページでございます。4項復興土木費の1目道路事業費で13節委託料で11億2,100万円ほど計上してございますが、右側の説明の中で復興拠点連絡道路等整備事業業務委託料ということで高台3団地を結ぶ連絡道路と志津川東のほうに向かってくる避難道路を整備する予定でございまして、この2つの道路に10億9,300万円ほど計上してございます。

それと、1ページ進んでいただきまして149ページでございます。4目津波復興拠点整備事

業費の中で13節委託料32億8,000万円ほど計上してございます。こちらにつきましては、志津川東地区と志津川中央地区の高台の整備の事業費でございまして、32億8,000万円ほど計上してございます。

次に5目都市再生区画整理事業費の中で13節委託料22億円ほど計上してございます。こちらについては、被災市街地土地区画整理事業ということで志津川低地部の区画整理事業で盛り土等の基盤整備事業費としまして22億円ほど計上してございます。以上でございます。

○委員長（高橋兼次君） ほかに。質疑よろしいですか。三浦委員。

○三浦清人委員 143ページですか、FMですね、そうしますと今の説明受けますと1週間に一遍、12時から13時の間20分ぐらい放送してもらうんだと、2,000万の予算だけれども1,200万が制作費ですか、1,400万かな、あとはブログ制作というような説明がありましたんで、私の質問はね、そのFMにその経費をかけて、どのような効果があるのかということだったんですが、広く知つてもらうとか、あるいは観光客を誘致するとか、そいつたたぐいの説明でしたんで、観光客とかお土産買ってもらうとかですね、交流人口も含めてなんですが、そういった場合、直接利益に、利益としてつながる方々との、何というかな、町だけでなくね、理解をいただけないのかなと。こういうのをやりたいんだけど、皆さん、よろしいですかとか、皆さんにとってどのような利点、利点というかね、収益にプラスにつながるかとか、そいつた調査はしたのかどうか。そいつた方々から、ぜひやってくれというようなことで、この事業といいますかね、予算計上になったのか。ただ単に庁舎の中で、職員の方々で、あっこれはいいことだからやりましょうということでやったのかね、その経緯ですよ、予算計上するまでの経緯がわかりたい。そういうことです。

それから、何かブログお願いするのに町内の業者さんということで、もう既に決まってるんですね。それは、いつ話し決めたの。それは、なに公募か何かしたの、それとも随意契約、どういうことで、さつき何ていったつけ、横文字だ、それもね、それどういうふうなことで、もう既に予算が成立なる前から、なる前から業者さん選定したのか、できればこの予算が成立なって業者さんを選定するといふんであれば、我々も、何とか、ああそうかなと思うけれども、何しろ予算成立する前に業者決めてしまったという話になつてると、まだ決まんないの。（発言者あり）なに、前は、前までやってたの、それがエフエムでなく、さつきの話は前まではそうだったと、すると今後もそうだということではないということ。じや聞くけれども公募か何かするの。その辺なんだな。

何ていうかな、既得権ではないんだけどもね、前も、ここやつたとか、こういうことやつた

とか語ると権利が発生するというわけでない、よくね、例えば今ね、造成してるわけだ、高台でもなんでもね、今度新しい道路つくってほしいと、道路つくってほしいというとね、その造成にかかわった業者さんが取る確率が9割以上さね、これまでの経緯を見ると、ほかの業者さんなかなか手入らない、既得権なのかななんかね、業者間で話し合いがなってるのかどうなのか、9割以上ですから、それと同じように前のシステムはFMでなくとも別なやつやってても、いや私のほうで前もやってましたからとなると、どうなのかね、これ随契でやるのか公募型でやるのか、その辺です。

それから、いっぱいあって何聞いたんだか忘れてしまったのあるな。すかすかと、144ページのなんだな、宿舎と、そうすると2社でなく1社当たり1,000万という考え方だと、それでこの宿舎あるいは宿舎は別なのかな、1人当たり3万円の補助というのは、これ入居費か、家賃補助、町外から町内に水産加工業に勤務が条件だということですよね。勤務。すると外国人も入るわけね。外国、町外だからね。今回の場合、この水産加工ということに限定されるとですが、水産加工以外にね、こういった補助というのではないのかなということ、今人手不足で、水産加工ばかり人手不足じゃないんですよね。いろんな分野で人手不足なんですね。特にヘルパーさんなんか、不足して外国から研修生を呼んでね、ヘルパー関係、介護の関係の研修をさせてるんだけども、おいおいに我が町もそういった形になるかと思うんですがね、そういう方々に対しての、何というかな、補助というか、そういうなにないのかなと思って今聞いてるんですね。これは今回は水産加工に限定されてるようですがもね、国のほうでも加工屋さんが流出してね、どういった形でやるかなということで出てきてるんでしょうが、その以外にもいろいろ出てくる可能性もあるんでね、そういう考えはどうなのかなど。まあ政策的な問題になってくると思うんですが。

それと何だっけ、漁港の委託料に関しては背後地の整備をして今後共同施設等の利用というお話をありました。ここに公有財産の購入ということで1億1,000万ほど、20漁港、20の漁港を計画されてるということなんですが、これも公有財産、土地の買い上げでしょうからね、どうですか、見通しと/orしてね、見通しとして何割ぐらい土地を購入できそうですか。なかなか難しいですね、これからでしょうから、交渉もね。

以前話したことあるんだけども、難しいときは、参事さんね、なかなか参事さんだけでは力、力不足とは言いませんよ。難しいんです。課長も、課長でも難しい面が出てくると思うんですね、ぜひ町長を連れていって、一緒に頭下げさせてください、そうするといい方向になるから。町長行ったのと、皆さんが行ったので違うから、やあやあわざわざ町長さん来てくれた

おんや、仕方ねえ、ほんで売っぺしやとなる可能性は大です。これまでの経験上言うんですけどもね、職員たちだけでなかなか了解しない件がありますので、ぜひ町長連れていってね、一緒に頭を下げてお願ひしてください。町長はね、そういうことだったら暇は惜しませんから、時間を惜しまないで、どんどん行くと思いますんでね、有効活用してくださいよ。

それから、まあそんなとこかな。質問したのは。あつまだなんだ、設計、デザイン計画の管理業務委託料、なに、相談するって、何を相談するの、このグランドデザインを設計したんですよね、グランドデザインを設計したの。その設計変更を、何というか、可能性があるということで相談するということ。計画の管理業務委託料となってるから聞くんですがね、どういうことなの。相談するとか、その設計が設計どおりにいくとかいかないとかというのは、それは施工のほうですからね、設計を設計どおりにいくかいいかないかということになると、それは施工のほうですから施工の管理ならいいんだけどもね、設計の管理ですから、ちょっと聞いたことないもんだからね、こういうこと、その辺をどうなのか。債務負担だかなんかでね、ちょっとこの辺も出てきだから話は聞いたんです。全く同じお話をしました。果たしてどうなんだろうなという感じするんでね、そのところわかりやすく。

○委員長（高橋兼次君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） まず、グランドデザインのほうからなんですが、相談という表現が適切ではなかったのかもしれませんけれども、何度も申し上げますが、グランドデザインを描いていただいたという、それに基づいて今度町のほうとしてはさまざまな事業を入れて形をつくっていくと、まちづくりをしていくと、そういう時期に入りますというところでございますので、相談というよりも監修といいますか、そういう商店街をつくったり、それから橋をつくったりさまざまな事業者間との調整なども出てまいりますので、そういう専門的な観点でいろいろ監修をしていただきながらグランドデザインを具現化していくための委託というふうに考えているところでございます。

それと、ブログにつきましては、先ほど申し上げましたように今までの頼み方と、それから今回のこの予算につきましては、また新たな相手方に委託をし、継続してブログ発信をしていくということでございますので、その選定につきましては、これから作業になります。ただ、元になる予算につきましては、現在の委託料を参考に、あらかじめ予算という形で設定をさせていただいたというところでございます。

F Mのラジオの関係でございますが、確かに1,200万何がしの経費が数値的にですね、客観的に費用対効果を検証できるのかどうかということになりますと、ソフト事業ですので非常

に難しいところもございますけれども、ただ内部でこのことについてはいろいろ考えてまいりました経緯、経過といいますか、ラジオ局さんのはうに問い合わせたところ、今年度は幾らか枠がありますのでということでですね、であれば町としてどういう使い方をしたらいいのだろうかということで、そういう関係者に事前に相談をしながらこの構想を練り上げてきたということではなくて、あくまで内部で考えてまいりました。結果としてこのラジオを使うことでさまざまな人たちに喜んでもらえるような、そういう使い方をしようということです。

例えばなんですけれども、先ほども申し上げましたが、これから住まいの再建ということで高台のはうに被災者の方々が戻ってまいられますので、そういった方々にみずからの喜びの声などを発信していただくというのも一つあるのかなと。それから、これから移住・定住対策に力を入れなければなりませんので、そういった移住者の方にみずから出演をしていただいて、その感想であり、あるいは町のよさを語ってもらうとか、そのような使い方をしながらですね、このラジオの与えられた1年間、これを有効に使っていきたいと、このように考えております。

○委員長（高橋兼次君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 制度的に水産加工を中心としたこういった支援の制度になっている中で、ほかの分野、特におっしゃるとおり福祉の分野などで人材の確保が難しくなっているというような状況などを踏まえて、そういった支援制度がないのかというようなことで少し模索してみていたんですけれども、新規学卒者などの補助事業制度とかあるいは他の制度などで関連させながら利用できるものが幾分あるかとは思うんですが、今回のように直接宿舎やあるいは家賃を補助するというような制度にはやはりなっていないと思います。今後、町としましても大事な分野のことありますので、産業復興を考えていく上でも、その雇用者確保ということでは町の無料職業紹介所などでもですね、特段そういった、何ていいますか、応募の少ないところには多目に力を入れて対応していくなど、引き続き努力していく必要があると認識しております。

○委員長（高橋兼次君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） 用地買収の件でございますけれども、漁集事業に関しましてはいわゆる漁業者の皆さんのが実際使われる施設ばかりでございますので、余り無理をしないというんですか、難しいところを収用してまでというようなことではありませんので、その辺の範囲内で買えるところでしっかりとやっていきたいなと思ってい

ます。以上です。

○委員長（高橋兼次君） 答弁あります。

三浦委員。

○三浦清人委員 FMですがね、大体想定できるんです。想定。お願ひしてね、何放送するかというのと大体想定はできます。限られた方々しか出ません。多分。私今話しておきますんでね、ソフト事業だから費用対効果はなかなかわからない、わかりづらいというようなお話しですけどもね、何でいいですかね、特定の方々のコマーシャルに使わないように、いいですか、特定の方々のコマーシャルに使わないように、それだけは言っておきますよ。想定できるといえばわかるでしょう、皆さんも、あの団体が使うとか、あの商店が使うとか、多分そうなるんでしょう。そのためにやるんでしょう。くぎを打っておきますからね。町民全体がね、町民全体のお金ですからね、その辺です。

それから企画課長、さっぱり納得難しいや。設計を、一回委託してお願ひしたのさ、委託、設計、設計終わったんだ、終わったの。あと、何あるんだべやと、だからその設計の変更に使うのかなということなのさ、私が言ってんのは。そうじゃないんだよね、やっていく上でいろいろなことを、まあお互い意見を出し合いながら、見守りながらとか、なにそういうのに、こういう設計の管理委託料という名目で出すものかなということなんです。設計終わってるんですから、もう既にね、あといいんです。あと設計どおりにやるんでしょうから、その辺ですね。まあ時間も余りないんでね、また委員長見てますんでね、少しまだ課長、納得いかない、言ってる意味が。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） では、グランドデザインについて、ものの考え方だけ私のほうからご説明申し上げたいと思います。

今回隈先生にはグランドデザインということで一つのイメージをつくっていただきました。これにつきましては、あくまでも著作権に多分該当するというように解釈をされてございます。

著作権には2つの種類がございまして、著作人格権と著作財産権というのがございます。一般に我々が申しているのは著作財産権のほうを一般的に申し上げております。業者さんから、まあ隈先生もいいんですけども、グランドデザインが上がってきました、それをコピーをして皆様に配る、本来は著作権がないと、お配りもできませんし、記者発表もできないという状況なんですが、そこの財産権は今町にあるというふうに考えられます。

それでもう一方、著作人格権というのがございまして、これは譲渡することができない権利ということで規定をされてございます。

内容3つあるんですが、私ちょっと度忘れをして2つしか今思い出せないんですが、1つは氏名公表権といいまして私がデザインをしましたという権利、それから内容保持権、変更をするときは私の許可を得てくださいという権利でございます。あと、もう一個あったんですが、ちょっと私忘れましたので。

それで、今回あくまでもイメージを描いたものですから、これから具体的な個別の橋であり建物であり具体的な詳細設計を進めてまいります。そのときに、その詳細設計の内容がですね、隈先生が描いたイメージどおりつくられているかどうか、それを確認していただく必要がございます。もし確認をしないで後から私のイメージと違うものができているということになりますと著作権を侵害したことになるということで、かなり訴訟のリスクを背負うことになります。

いずれ具体的な例が、わかりやすいのが国立競技場の例でございますけども、ちょっとそれも名前忘れましたが、最初の方に監修料として54億円をお支払いしたということが報道されております。設計が終わっているわけでございませんで、これから詳細の設計をすると、その監修をしていただく、いわゆる著作権が向こうにあるもんですから、それで協議をしていくと、その費用が54億円で、そのほかに実は設計料がかかるという仕組みになっております。

今回のグランドデザインの取り扱いにつきましても、それと同じようにですね、著作人格権が隈先生にあることから、そちらと相談をしないと詳細を決められないという状況ですので、そのための費用だということでご理解をお願いしたいというふうに思います。

○委員長（高橋兼次君） ほかに。小野寺委員。

○小野寺久幸委員 小野寺です。小さいことですけど1つだけ、144ページの一番下の段に復興音楽祭負担金というのがありますけれども、NHKの番組がつくられるということですけども、この番組の内容をもう一度お伺いしたいということと、それから先ほどのラジオ番組もそうですけども、実はスポンサーがお金を出して番組をつくられると思うんですけども、NHKの場合はスポンサーというのは、いわゆる視聴者だと思うんですね。ですので、ここでお町がお金を出す意味、それからどういうふうに計算してこの800万円というのが出ているのかお伺いします。

○委員長（高橋兼次君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 負担金という予算の取り方でございますが、小野寺委員おっしゃる

ようにはNHKは公共受信料をもとにやっておりますので、恐らく、恐らくといいますか、番組をつくるあるいは音楽コンサートをつくる上でさまざまな企画会社というんでしょうか、そちらのほうが実際には運営に携わるということになると思いますので、そちらのほうへの町としての負担ということでございます。

負担の割合については、今、歌手とか演者がまだはっきり決まっていないものですから、今後詳細にこれは詰めていくということで、おおむね800万から1,000万円ぐらいの間での負担金ということで、今段階での調整の内容でございます。

○委員長（高橋兼次君） 小野寺委員。

○小野寺久幸委員 そうしますと、これはNHKに払うお金ではないということなんでしょうか。多分先ほどありました著作権はNHKにあるのかなと思うんですけども、そうしますと町の立場というのはどうなるんでしょうか。

○委員長（高橋兼次君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 現時点での協議の中では共催という形をとらせていただきたいということでございますが、これから煮詰めていく中で町の立場については、これから考えていきたいというふうに思っています。

それから、音楽祭の内容ということでしたけれども、先週の概要でも少し触れましたが、ことしの9月の後半を予定してございます。4時間ぐらいのちょっと長目のコンサートになるかと思います。こういった復興音楽祭を考えた理由につきましては、これまでFMのラジオでも申し上げましたが、町にお戻りになる方々を、こういった楽しい明るい話題でお迎えをしたいと、そういう趣旨でございますし、詳細についてこれから煮詰まれば折を見てお話をさせていただきたいと、こう思います。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。

ほかに。ないようあります……阿部委員。

○阿部 建委員 147ページの13節、これらに関連になりますけども、私もここ二、三日休みの中で、仮設に入ってる方で、これから引き渡していただく防集の団地の方々ですけどもね、いろんな話を聞いたらね、いや町のほうから来て、土地は買うよりも借りたほうがいいからというようなことを言われたんだと、そこで借り賃が3万円だと、間違いありませんか。伊里前のことを言ってます。中学校裏と、それから桙沢、4月当たりからそろそろ引き渡しするんでしょうかね、そういうような中で、現段階でどうなってるのか、30軒以上がね、あらまし借りるんだと、町のほうでそのほうがいいと言ってる、買おうと思ったけれども借りろ

やという方々がね、いっぱいいるんです。そういうことを勧めているのか、町としては、買ってもらったほうがいいのか、借りてもらったほうがいいのか、買った場合の固定資産ですね、100坪、地域によっても違うんでしょうかね、そこら辺がどうなのかですね。

それから売った場合の、仮に3万円とすれば100坪300万だと、10軒で3,000万になる。それらは町の財産収入になるのか、どういうような形になっていくんだろうなと。町のほうでそういうこと言うんであれば、内容がどうなってるのかわかりませんのでね、今伺いするわけです。

そういう、まずもってその辺で、やっぱり一つ、利子の関係、利子がね、どんどん下がっております。マイナスになってる、それはまあ日本銀行の関係銀行間の関係ではマイナスになっているんだということですけども、何にせよこのようにどんどん利子が下がってますね。その場合でも当初決定した600何十万ですか、その利子は補給するのか、その利子には世の中の金融制度のなにが影響しないのかどうかね、その辺。

それから買って、金はいっぱいあるけれどもね、買って、なに二、三年したら払うやという人もいっぱいあります。そういうのがどういうものか、何年間借りておかなければ、いろんなその内容についてね、説明して。

○委員長（高橋兼次君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 阿部議員のほうからご質問のありました防集団地の貸し付けの話についてお答えさせていただきます。

我々のほうとしましては、高台の防集団地が完成した時点で入居予定というか、高台のほうに引っ越しされる方に、土地の価格、販売価格なり、借りられた場合の月々の地代とかいうのを中心説明会を設けております。

ただ、議員さんがご指摘のように、うちの担当職員のほうから貸し付けのほうが安いですよとか、買い取った場合はどうですかというふうな具体的な事例というのは、住民の方からあって質問があった場合にのみ答てるんであって、こちらのほうから貸し付けを勧めるというふうな説明行為はやってないというふうに思っております。

それと、もう一点、最終的に高台のほうで防集団地を売りました部分については、最終的に土地代金として町のほうに返ってくるわけなんですが、これはとりあえず基金のほうに積立金として積み立てですね、最終的には事業完了時点になるか、時期的なことはちょっと不明なんですけど、国庫のほうに、国のほうにその部分は返還するというふうな流れになろうかと思いますので。

○委員長（高橋兼次君）　復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君）　利子補給分の補助金関係につきましてお答えさせていただきます。

現在上限が802万9,000円ということで住宅取得に係る分で457万、それから土地取得利子相当額で206万、造成費用で59万7,000円、それから移転費として80万2,000円という合算で800万ほどの上限ということになってございます。利子補給でございますので、被災者の方が金融機関と契約して借り入れをした時点での利率で、まず計算されまして、その分で利子補給ということになってございます。繰り上げ償還というようなお話もございましたけれども、原則繰り上げ償還は認めないということになってございます。30年であれば30年で償還していただくというふうなことで補助金を交付してございます。

○委員長（高橋兼次君）　総務課長。

○総務課長（三浦清隆君）　管財課長の答弁に少し補足させていただきたいと思います。

防集団地を売り払いした場合と貸し付けした場合、いずれにも阿部委員のご指摘のとおり財産収入として収入はしますが、貸し付けた場合は町の収入として使ってよろしいんですけれども、売り払った代金だけは、いずれ基金にストックしておいて最終精算される段階で国の方に返還するといった形になりますので、貸し付けた場合は町の財産運用収入として一般財源化して町の財源として使うことが可能だということでございます。

○委員長（高橋兼次君）　阿部委員。

○阿部　建委員　今説明を受けたわけですけども、そういう説明はね、していないようだという、しているようなんです。しているようなの、職員から聞いたと言ってるんですから、それで30って私ね、内容が現在の内容が、もう引き渡すんですからね、借りる人、買う人、そういう決定されたと思うますが、まだその辺がどういう内容だか存じ得ないのかどうか、これはね、先ほど総務課長が説明したように返還するんですから、国に、売却代金は、何年か基金にして、そういう内容になっているもんだから、それを借りたほうが得みたいなことをね、なぜおっしゃるんだろうなど普通思いませんか。私はそう思ったんで、買おうと思ったがね、借りたほういいと、固定資産税が安くね、地代のほうが安いんだというようなことでね、伊里前学校裏、ほとんどは借りるようだというような内容になってるんですよ。30軒ぐらいはまずもってみんな買おうと思ったけれどもそういう説明ある、借りたほういいと、固定資産税安いんだと、そういうことを聞きました。それでね、まあそういうことは何としてもそういう指導まではね、そっちの求める人の判断にお任せしたほうがいいんじゃないかと、どつ

ちのほういいとか、買ったほういいとか、借りたほういいとかね、固定資産、それも30年だかね、私はそういった土地はね、動きますよと、入ればね、石泉の吉野沢団地は当時2万円、2万円で売却した、整地して、ところが売るうちに、この間何軒か売買したんだけれどもね、6万から7万ですよ。そういうふうになってるけども30年は絶対上げないんだというからと、そう言ってた、町の説明で。たとえ今の3万円なら3万円でそこね、そう言ってる、そういうふうな考えでいますよ、みんな、そういうふうな間違があるのかないのか。

それから、原則返済はできないと、35年でもし、支払いをということでお借りした場合、私もそうは思うんですけども、そごら辺が念のため35年で借りても、例えば都合によって15年で払ってしまうと、10年で払ってしまうよという場合に、利子は前払い、建てる人たちね、その場合の利子補給した分、あの15年分はどうするんだと。例えば15年で払った場合ね、そのようなものを今度は、点検するのが何をもって点検するのかなというふうに考えるわけですがね、どういうような、今課長はどういうふうに、今そのようなことに対しても当然考えていると思いますので、お答えをいただきたいと。

くれぐれも間違いないようですね、そのほうがよければいいんですよ。別にね、買った、買ったほうがいいとか、借りたほうがいいとか、固定資産税安いから借りるからといつたら、もらったようなもんだ、35年上がらないからと言ったというんだ、余りね、思ってことだめなんですよ。確かめてください。言ったという人はないですけどもね、うそ語る人が言ってる話じゃないんですね、そういうことは余りね、そこまで突っ込んで指導しなくてもいいのかなと思いますけども、それ踏まえてご答弁を願いたい。

○委員長（高橋兼次君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 阿部議員のほうからご指摘のありました点につきましては、今後、防集団地の価格の説明会なり入居案内の時点で、説明に当たります職員のほうには徹底しまして、あくまでも生活再建者のほうでそれぞれを考えていただくというふうなことで、私どもから積極的に、どちらが得とか損とかそういうふうなことを言えるような内容じゃございませんので、そこは十分反省した中で今後の指導に当たりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（高橋兼次君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 利子補給の補助金の関係でございますけれども、交付に当たっては一応条件を付して、まあ30年返済であれば30年、35年であれば35年ということで償還をしていただくということになります。まだ実施はしておりませんけれども、金融機関等

の調査等なども行っていきたいというふうに思いますし、国・県の指導を受けて、その辺は徹底していきたいというふうに考えております。

○委員長（高橋兼次君） 阿部委員。

○阿部 建委員 借りるか買ってもらったほうがいいか借りてもらったほうがいいかね、それらは今課長が言うとおり、余り、そういうことを、私は、町としてはね、やっぱり買ってもらったほうはいいと思いますよ。買ったもらったほうが、何としても買えないと、これを買うんならば、私は、ほかに行きますよとか、そういういろんな人それぞれ立場がありますから、とにかく空き地が出ては大変だから、だから、そういうことを言ってんのかわかりませんがね、最悪の、それは最悪のなにで、最初から、そういう、借りたほうが得だというようなそういうふうな考え方を持ってもらうということはね、余り結構なことではないと思います。

それから、利子補給のほうは、それはそれぞれの金融機関との、現在の市場での、金融市場の対応だということですね、あくまでも金利が下がっても800万は上げるからということではないんだと、まあわかりました。

○委員長（高橋兼次君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（高橋兼次君） ないようありますので、10款災害復旧費から13款予備費の質疑を終ります。

以上で、歳出に対する審査を終わります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（高橋兼次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第54号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋兼次君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第55号平成28年度南三陸町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、議案第55号平成28年度南三陸町国民健康保険特別会

計予算について説明をさせていただきます。予算書167ページからでございます。172ページ・173ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書のほうでご説明させていただきます。

予算合計が、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億200万とするものでございます。前年度の比較においては1億4,300万、5.2%の減額となっております。

歳入です。174ページをごらんください。

1款国民健康保険税ですが、合計で5億2,162万、昨年度比較6.6%の増額となりました。震災前の平成22年度との比較では予算額で約68%の水準となってございます。

175ページ、3款国庫支出金から177ページ、7款の共同事業交付金まではそれぞれの制度における負担割合や計数により、歳出における給付見込み額等から推計した数値を計上させていただいております。合わせて、昨年度比較で8.5%の減額となってございます。

177ページ、上段の7款共同事業交付金の保険財政共同安定化事業交付金でございますが、市町村の保険税の平準化及び財政の安定を図るため、市町村からの拠出金を財源に県内保険者間の調整を行った上で国保連を通じ市町村に交付金として戻されるものでございます。平均的な給付水準の保険者であれば、拠出金と交付金がほぼ同額となるものでございます。この交付金の減額が、昨年度より大きくございまして、本年度予算の減少の要因の主なものでございます。それを除くと、ほぼ昨年度と同等の予算規模ということになります。

178ページ、9款繰入金でございますが、財政調整基金繰入金ですが、1億の繰り入れとしております。不足する税収等の補填として繰り入れるものでございますが、この時点での基

金残高は2億3,400万となる見込みでございます。

続いて180ページ、歳出でございます。

1款総務費一般管理費ですが、職員の人事費に係る部分でございます。同じく総務費、181ページになりますが、運営協議会費、南三陸町国民健康保険運営協議会に係る経費でございます。総務費につきましては、人事費の減額により昨年との比較で22.6%の減となってございます。

182ページ、2款保険給付費ですが、昨年の決算見込み額により減額とさせていただきました。比較では2%の減となります。

183ページ、3款後期高齢者支援金から185ページ、6款介護納付金につきましては概算額から過年度分の精算分にかかる分についてそれぞれ積算した数値を計上しております。比較では0.8%の増と、ほぼ昨年と同水準となります。

7款共同事業拠出金につきましては、交付金のところで説明したとおり28年度拠出額として歳入で計上した額と同額を計上しております。

185ページ、保健事業費の特定健康診査等事業費でございますが、平成27年度より40歳から69歳までの特定健診の際の一部負担金、1,500円かかっておったんですが、これを無料化しているところでございます。それによる受診者数の増を見込みまして540万ほど増額しております。新たな事業として特定健診受診率向上支援事業という事業を導入し、現在策定作業をしているデータヘルスプランを実行に移すことによる受診勧奨や計画の評価等を行うものでございます。

186ページ、保健事業普及費ですが、レセプト点検の経費、人間ドック、脳ドックの負担金等を計上しております。28年度につきましては、平成30年度の財政運営の都道府県化を控えまして県と市町村の具体的な役割分担が明らかになってくる年となります。財政運営ももちろんですが、被保険者に対する保健事業の実施において適正な医療の確保、健康維持増進に努めていきたいと思ってございます。

以上、予算の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（高橋兼次君） お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会することとし、明23日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（高橋兼次君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明23日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたします。本日は、これをもって延会といたします。

午後3時54分 閉会